

繋ぎ高める。変わり続ける。

A.D.W. SINCE 1886
GROUP

臨時株主総会 招集ご通知

書面による議決権行使期限
2019年11月28日（木曜日）
午後5時まで

日時

2019年11月29日（金曜日）午前10時
（受付開始 午前9時30分）

場所

東京都港区新橋六丁目17番21号
住友不動産御成門駅前ビル1階
ベルサール御成門駅前
（定時株主総会の会場と異なっております。
末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

決議事項

- 第1号議案 株式移転計画承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 持株会社に係る大規模買付ルールの継続導入の件

目 次

- 臨時株主総会招集ご通知 …………… 1
- 株主総会参考書類 …………… 2

株式会社 エー・ディー・ワークス

証券コード：3250

証券コード 3250
2019年11月12日

株 主 各 位

東京都千代田区内幸町一丁目1番7号
株式会社エー・ディー・ワークス
代表取締役社長CEO 田 中 秀 夫

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年11月28日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年11月29日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区新橋六丁目17番21号
住友不動産御成門駅前ビル1階 ベルサール御成門駅前
（定時株主総会の会場と異なっております。末尾の会場ご案内図をご参照
ください。）

3. 会議の目的事項

決 議 事 項

- 第1号議案 株式移転計画承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 持株会社に係る大規模買付ルールの継続導入の件

以 上

~~~~~  
◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎ 株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の下記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

（当社ウェブサイト）

<https://www.re-adworks.com/ir/library/index.html>

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 株式移転計画承認の件

当社は、2020年4月1日を効力発生日（予定）として、単独株式移転の方法により、完全親会社である株式会社ADワークスグループ（以下、「持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）について、本株式移転に関する株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を作成のうえ、2019年10月21日開催の当社取締役会において決議いたしました。

本議案は、本株式移転計画について、株主の皆様のご承認をお願いするものであり、本株式移転を行う理由、本株式移転計画の内容等は以下のとおりであります。

#### 1. 株式移転を行う理由及び目的

当社はこれまでの各ターム中期経営計画において、第2次（ビジネスモデルの構築期）、第3次（ビジネスモデルの確立期）、第4次（ビジネスモデルの展開期）、そして第5次（ビジネスモデルの拡充期／新規事業構築の準備期）と、ビジネスモデルの成長と企業価値の向上とをシンクロさせるべく鋭意取り組んでまいりました。

当社グループのビジネスモデルが富裕層顧客に受け入れられたのは、物件選定、バリューアップ、販売後の管理、保守・修繕工事、手厚いフォロー体制など、バリューチェーンともいべき一連のサービスが、資産運用ソリューションとして「価格相応以上の価値をもたらす唯一無二のプレミアム感」を提供できていることによるものと自負いたしております。

そしてこの足跡は、不動産ビジネスを起点とする当社グループの事業が富裕層ビジネスへと進化し始めたことの証左であると認識しております。

2019年6月4日公表の「第6次中期経営計画」では、これをさらにプレミアムビジネスへと発展させ、様々な顧客に対し様々なプレミアムバリューを提供する、高次元のビジネスモデルを実現したいと企図しております。

すなわち、収益不動産を起点にした一連のバリューチェーンの提供価値をさらに高めることはもとより、不動産に留まらない投資商品の開発や資産関連サービスの提供など、富裕層ビジネスをさらに強化するべく、事業領域や事業エリアを柔軟に捉えながらポートフ

オリオを拡張してまいります。

さらに不動産ビジネスにおいては、対象顧客を個人顧客から事業法人や機関投資家等の大口顧客にも拡張できるよう、商品企画力を高めながら商品ラインナップを多様化させます。

持株会社体制への移行は、こうしたフレキシブルな事業展開を加速するべく、業務提携、資本提携、M&A等の多彩な手法を活用しやすくするだけでなく、各事業会社への一定の権限委譲による事業展開に係る意思決定のスピードアップ、多様な人材を活かすための各事業に相応しい人事戦略の導入、リスクテイクとリスクヘッジの最適化など、総じてプレミアムビジネスへの発展のためのバックボーンとなる重要な施策であると考えております。

なお、本株式移転により、当社は持株会社の完全子会社になるため、当社株式は上場廃止となりますが、当社の株主の皆様新たに交付される持株会社の株式につきましては、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部にテクニカル上場申請を行うことを予定しております。上場日は東京証券取引所の審査によりますが、持株会社の設立登記日（本株式移転効力発生日）である2020年4月1日を予定しております。

## 2. 株式移転計画の内容の概要

本株式移転の内容については、以下の「株式移転計画書（写）」に記載のとおりであります。

## 株式移転計画書（写）

株式会社エー・ディー・ワークス（以下「甲」という。）は、単独株式移転の方法により甲を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社（以下「乙」という。）を設立するための株式移転を行うにあたり、次のとおり株式移転計画（以下、「本計画」という。）を作成する。

## 第1条（株式移転）

甲は、本計画の定めるところに従い、単独株式移転の方法により、乙の成立の日（第8条に定義する。以下同じ。）において、甲の発行済株式の全部を乙に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとする。

## 第2条（乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は次のとおりとする。

## (1) 目的

乙の目的は、別紙1「株式会社ADワークスグループ定款」第2条記載のとおりとする。

## (2) 商号

乙の商号は、「株式会社ADワークスグループ」とし、英文では「A.D.Works Group Co.,Ltd.」と表示する。

## (3) 本店の所在地

乙の本店の所在地は、東京都千代田区とし、本店の所在場所は東京都千代田区内幸町二丁目2番3号とする。

## (4) 発行可能株式総数

乙の発行可能株式総数は1億5,715万株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙1「株式会社ADワークスグループ定款」に記載のとおりとする。

## 第3条（乙の設立時取締役の氏名）

1. 乙の設立時取締役（設立時監査等委員である者を除く。）となる者は次のとおりとする。

|   |   |   |   |   |   |    |
|---|---|---|---|---|---|----|
| 取 | 締 | 役 | 田 | 中 | 秀 | 夫  |
| 取 | 締 | 役 | 細 | 谷 | 佳 | 津年 |

|       |         |
|-------|---------|
| 取 締 役 | 木 村 光 男 |
| 取 締 役 | 田 路 進 彦 |
| 取 締 役 | 金 子 幸 司 |
| 取 締 役 | 鈴 木 俊 也 |

2. 乙の設立時監査等委員である取締役となる者は次のとおりとする。

|            |         |
|------------|---------|
| 取締役（社外取締役） | 原 川 民 男 |
| 取締役（社外取締役） | 関 山 護   |
| 取締役（社外取締役） | 田名網 尚   |
| 取締役（社外取締役） | 粟 井 佐知子 |

第4条（乙の設立時会計監査人の名称）

乙の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

EY新日本有限責任監査法人

第5条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 乙は、本株式移転に際して、本株式移転により乙が甲の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲の株主に対し、その所有する甲の普通株式に代わり、甲が基準時に発行している普通株式の総数に0.1を乗じた数の合計に相当する数の乙の普通株式を交付する。
2. 乙は、本株式移転に際して、前項に基づき割当ての対象となる基準時における甲の株主に対し、その所有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式0.1株の割合をもって割り当てる。
3. 前二項の規定に基づき、甲の株主に対し交付しなければならない乙の普通株式の数の1株に満たない端数が生じるときは、乙は、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理する。

第6条（乙の資本金及び準備金の額に関する事項）

乙の成立の日における資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 金5,500,000,000円
- (2) 資本準備金の額 金1,375,000,000円
- (3) 利益準備金の額 金0円

## 第7条（本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て）

1. 乙は、本株式移転に際し、基準時における下記「甲 株式移転計画新株予約権」欄記載の甲が発行している新株予約権の新株予約権者に対して、その所有する甲の新株予約権の代わりに、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、下記「乙 割当て新株予約権」欄記載の乙の新株予約権を交付する。
2. 乙は、本株式移転に際し、基準時における甲の新株予約権者に対して、その所有する下記「甲 株式移転計画新株予約権」欄記載の新株予約権1個につき、下記「乙 割当て新株予約権」欄記載の新株予約権1個を割り当てる。

### 記

| 甲 株式移転計画新株予約権                 | 乙 割当て新株予約権                  |
|-------------------------------|-----------------------------|
| 株式会社エー・ディー・ワークス第21回新株予約権（別紙2） | 株式会社ADワークスグループ第1回新株予約権（別紙3） |

以上

## 第8条（乙の成立の日）

乙の設立の登記をすべき日（以下「乙の成立の日」という。）は、2020年4月1日とする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲の取締役会の決議により、これを変更することができる。

## 第9条（本計画承認株主総会）

甲は、2019年11月29日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲は当該株主総会の開催日を変更することができる。

## 第10条（上場証券取引所、株主名簿管理人）

1. 乙は、乙の成立の日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所市場第一部への上場を予定する。
2. 乙の設立時における株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

## 第11条（条件変更等）

本計画の作成後、乙の成立の日に至るまでの間において、本株式移転の実行の支障となる事態若しくはそのおそれが生じた場合その他本株式移転の目的の達成が困難となった場合には、甲の取締役会決議により、本株式移転に関する条件その他本計画の内容を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

第12条（本計画の効力の発生）

本計画は、甲の株主総会において、本計画の承認が得られなかった場合又は国内外の法令に定める関係官庁の許認可等（関係官庁等に対する届出の効力の発生等を含む。）が得られなかった場合は、その効力を失う。

2019年10月21日

甲：東京都千代田区内幸町一丁目1番7号  
株式会社エー・ディー・ワークス  
代表取締役社長 CEO 田中秀夫 ㊞

(別紙1)

## 株式会社ADワークスグループ 定款

### 第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ADワークスグループと称し、英文では、A.D.Works Group Co.,Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 不動産の売買及び仲介業務
- (2) 不動産の賃貸、管理、保有及び運用業務
- (3) 不動産の鑑定業務
- (4) 不動産に関するコンサルティング業務
- (5) 個人資産に関するコンサルティング業務
- (6) 土木建築、測量及び設計の業務
- (7) 土木建築工事業
- (8) 建築士事務所の経営
- (9) 損害保険及び自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業
- (10) 不動産に係る投資顧問業務
- (11) 不動産特定共同事業法に基づく事業
- (12) 有価証券の保有、運用、管理、売買及び有価証券への投資
- (13) 金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業並びに投資運用業
- (14) ホテル及び旅館の経営
- (15) 飲食店業
- (16) 貸金業
- (17) 債務の保証その他金融業務
- (18) エクイティ・ファイナンスを含む資金調達に関するコンサルティング業務
- (19) 再生可能エネルギーによる発電及び電力サービスに関する事業

- (20) インターネットメディア及びウェブサイトのコンテンツの企画、デザイン、製作、運営及び管理
- (21) インターネット等を利用した不動産の仲介業務
- (22) インターネット等を利用した広告に関する企画、製作、実施及び広告代理店業務
- (23) 機械、器具、設備及び航空機等の各種動産のリース、賃貸借、売買、割賦売買並びに保守管理
- (24) 生命保険業、他の保険会社（外国保険業者を含む。）その他金融業を行う者の業務の代理または事務の代行
- (25) 家具及びインテリア製品の製造並びに販売
- (26) 労働者派遣事業
- (27) 職業紹介事業
- (28) 人事コンサルティング業務
- (29) 前各号に附帯関連する一切の事業

2. 当社は、前項各号に掲げる事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1億5,715万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株式会社の支配に関する基本方針を実現するための仕組み)

第8条 当会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者に関する基本方針に照らして不適切な者によって当会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとしての大規模買付ルールを導入、継続、改正または廃止については、株主総会の決議によって行う。ただし、軽微な変更及び廃止については取締役会の決議によっても行うことができる。

2. 大規模買付ルールに基づく対抗措置の選択及び発動は、大規模買付ルールに従い、株主総会、または取締役会の決議により行うことができる。

(自己株式の取得)

第9条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利の行使に関する手続は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、

他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

#### 第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、10名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使できる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終

のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

(役付取締役等)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長、最高経営責任者CEO、最高執行責任者COO 及び最高財務責任者CFO 各1名、並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役相談役を置くことができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の委任)

第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の方法)

第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

2. 前条の決議があったとみなされる事項の内容及びその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。

## 第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

## (監査等委員会規程)

第32条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第6章 会計監査人

## (選任)

第33条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

## (任期)

第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

## (報酬等)

第35条 会計監査人の報酬は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

## (事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

## (剰余金の配当等の決定機関)

第37条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

## (剰余金の配当の基準日)

第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

2. 当会社の中間配当を行う場合の基準日は、毎年6月30日とする。
3. 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

## (配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

## (附則)

## (最初の事業年度)

第1条 当会社の最初の事業年度は、第36条の規定にかかわらず、当会社の設立の日から2020年12月31日までとする。

(最初の取締役の報酬等)

第2条 第29条の規定にかかわらず、当会社の設立の日から当会社の最初の定時株主総会の時までの期間の当会社の取締役の報酬等の額は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）  
報酬の総額は、年額10億円以内とする。
- (2) 監査等委員である取締役  
報酬の総額は、年額1億円以内とする。
- (3) 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）等に対する株式報酬

当会社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国外居住者を除く。）及び株式会社エー・ディー・ワークス（以下、本号において「ADW」という。）の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国外居住者を除く。）並びにADW以外の当会社子会社（以下「対象子会社」といい、当会社とADWと併せて以下「対象会社」という。）の代表取締役（以下併せて「取締役等」という。）を対象とした役員株式報酬制度（以下「本制度」という。）に基づき、以下のとおり、取締役等に当会社株式及び当会社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当会社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）をする。

なお、対象子会社は、当会社子会社（ADWを除く。）のうち、国内に本店が所在し、かつ、同社の株主総会において代表取締役に対する本制度にかかる株式報酬等の額及び内容決定の決議がなされること条件を満たした会社とする。

#### ①本制度の概要

本制度は、ADWの2019年6月25日開催の第93期定時株主総会において承認可決された株式報酬制度と同種の内容の株式報酬制度である。当会社は、ADWが三菱UFJ信託銀行株式会社等と締結した2019年7月23日付の役員株式報酬信託契約について、2020年4月1日をもって、ADWの契約上の地位及び権利義務を譲り受けるものとする。

すなわち、本制度は、ADWが拠出する取締役報酬額（下記②のとおり。）を原資としてADWが設定し、ADWの地位及び権利義務を当会社が承継する信託（以下「本信託」という。）によりADW株式（ADW株式が株式

移転により当会社株式となる)が取得され、信託期間(2019年7月23日から2022年8月31日までの約3年間の予定。以下同じ。)中の各事業年度に各対象会社の取締役会の決議を受けて、役位ごとに定められる一定額に相当する当会社株式等を取締役等に交付等するとともに、本信託の終了時に残余株式を換価した換価処分金相当額の金銭及び本信託内の当会社株式に係る配当金の残余につき、信託費用準備金を超過する部分を取締役等に給付する株式報酬制度である。なお、信託期間内の定時株主総会において、本信託の継続に関する議案が付議され、承認された場合には、当該株主総会決議で承認を得た範囲内で対象期間及び信託期間が延長され、引き続き延長された信託期間中、本制度を継続することがある。

②本信託に拠出される信託合計額及び本信託における取得株式の合計株数の上限

ADWは、合計2.1億円を上限とする金員を、信託期間中の取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする本信託を設定している。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資としてADW株式5,784,300株を株式市場から取得済みである。なお、ADWの取締役(監査等委員である取締役、社外取締役及び国外居住者を除く。)及び対象子会社の代表取締役に対して交付された当会社株式等に相当する金銭については、ADW及び当該対象子会社から当会社に対して、事後的に支払われることになる。

③取締役等に交付等が行われる当会社株式等の数の算定方法と上限

2019年6月、2020年3月及び2021年3月の各対象会社の取締役会において、取締役等が本信託から交付等を受けることができる当会社株式等の数を算定する基礎となる金額(以下「交付株式数算定基礎額」という。)を決議する。交付株式数算定基礎額の上限は、1年につき1.4億円とする。2020年3月及び2021年3月の各対象会社の取締役会で決定した交付株式数算定基礎額に各取締役等の配分比率(※1)を乗じて各取締役等に配分する交付株式数算定基礎額を算定し、以下の算定式に従って算出される当会社株式等を当該取締役等に対して交付等を行う当会社株式等の数とする。

<交付等を行う当会社株式等の算定式>

(各取締役等に配分された交付株式数算定基礎額－換価処分金相当額 (※2)) ÷ 基準株価 (※3)

※1 各取締役等の配分比率は、下表に定める各取締役等の役位ウェイトを全取締役等の役位ウェイト合計で除することによって算出される。なお、当会社の取締役、ADWの取締役及び対象子会社の代表取締役を兼務している者については、役位ウェイトの高い方の数字を用いて算出する。

| 役位          | 役位ウェイト |
|-------------|--------|
| 代表取締役       | 50     |
| 役付取締役       | 20     |
| 使用人兼務取締役    | 12     |
| その他の取締役     | 15     |
| 対象子会社の代表取締役 | 12     |

※2 各取締役等に配分された交付株式数算定基礎額を翌年3月1日(2020年4月以降は12月1日、同日が営業日でない場合には翌営業日)の東京証券取引所における当会社株式の普通取引の終値で除して算出される値の30%(単元未満株式は切り捨て)に相当する当会社株式数を株式市場で売却した際の売却代金

※3 翌年3月末日(2020年4月以降は12月末日、同日が営業日でない場合には直前の営業日)の東京証券取引所における当会社株式の普通取引の終値

本制度により、取締役等に交付される当会社株式の合計数の上限は、信託期間を通じて取得済のADW株式5,784,300株に株式移転比率0.1を乗じた578,430株とする。ただし、当会社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当会社株式の分割比率・併合比率等に応じて、取締役等に交付される株式の合計数の上限を調整する。

④取締役等に対する当会社株式等の交付等の方法及び時期

取締役等は、信託期間中の毎年4月(2020年4月以降は翌年1月)に、以下の受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことによ

り、上記③により算定される株数の当会社株式等について、本信託から交付等を受けることができる。

ア) 信託期間中の毎年3月31日（2020年4月以降は毎年12月31日）に当会社またはADWと委任契約を締結している取締役若しくは対象子会社と委任契約を締結している代表取締役であること（信託期間中に新たに取締役等となった者を含む。）

イ) 在任中に一定の非違行為があった者でないこと

ウ) 上記③の取締役会において交付株式数算定基礎額の決議が得られていること

また、信託期間の満了時に本信託が終了する場合において、本信託内に残余株式が生じたときは、当該株式を本信託内で換価し、換価処分金相当額の金銭を、受益権割合（※）に従って各取締役等に給付する（なお、信託期間内の定時株主総会において、本信託の継続に関する議案が付議され、承認されることにより、本信託を継続利用する場合には、残余株式は継続後の信託期間の報酬として利用する。）。信託期間の満了時に本信託を終了する場合に、本信託内の当会社株式に係る配当金の残余は、信託費用準備金を超過する部分については、受益権割合（※）に従って各取締役等に給付する。

※ 受益権割合は、信託期間終了時に在任している取締役等について、それぞれ上記③によって配分された交付株式数算定基礎額の信託期間中における累積額を、信託期間終了時に在任している全取締役等について上記③によって配分された交付株式数算定基礎額の信託期間中における累積額の合計額で除することによって算出される。

信託期間の終了前に本信託内の当会社株式等の全部について交付等が行われた場合には、本信託を終了し、それ以降は本信託からの当会社株式等の交付等を行わないが、本信託から取締役等に交付等が行われた当会社株式等の価額が交付株式数算定基礎額に不足する場合、不足額の限度で、本制度による報酬とは別に、取締役等に金銭報酬を支給することを予定している。

⑤本信託内の当会社株式に関する議決権行使及び配当の取り扱い

本信託内にある当会社株式については、経営への中立性を確保するため、

信託期間中、議決権を行使しないものとする。

また、本信託内の当会社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられる。

(附則の削除)

第3条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。

(別紙2)

## 甲第21回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称  
株式会社イー・ディー・ワークス第21回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額  
金10,070,000円
3. 申込期日  
2018年8月20日
4. 割当日及び払込期日  
2018年8月20日
5. 募集の方法  
第三者割当ての方法により、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式27,285,510株（但し、当該株式の総数は、本新株予約権の行使により変動する可能性がある。）とする（本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は102株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
  - (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
 
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
  - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
  - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日まで、本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整

を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第10項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

267,505個（但し、当該株式の総数は、本新株予約権の行使により変動する可能性がある。）

8. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額

金19円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」と総称する。）する場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、37円とする。但し、行使価額は第10項に定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得、又はその他当社普通株式の交付を請求できる証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日若しくは株主確定日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日又は株主確定日の翌日以降これを適用する。

③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権その他の証券若しくは権利の全部が当初の条件で転換、交換又は行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本号①乃至④の場合において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において当該基準日又は株主確定日の翌日から当該承認があった日まで、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算式により算出される株式数の当社普通株式を交付するものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、本⑤第1段落の行使価額の調整の場合における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額を基準として算出される割当株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。  
 ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所市場第一部（以下「東証一部」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。  
 ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合はその日、また、かかる基準日又は株主確定日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
  - ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整

後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号⑤に定める場合その他上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 11. 本新株予約権の行使期間

2018年8月20日から2020年8月19日（但し、2020年8月19日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、第14項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。

#### 12. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が当該行使後に保有することとなる当社普通株式数が、本新株予約権の発行決議日（2018年8月2日）時点における当社発行済株式総数（323,987,693株）の5.1%（16,523,372株）（但し、第10項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超えることとなる場合の、当該5.1%（但し、第10項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超える部分に係る新株予約権の行使はできない。
- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (3) 各本新株予約権の一部行使はできない。

#### 13. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権に係る本新株予約権者に対して、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個あたりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

#### 14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割

会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は、以下の条件に基づき、本新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

- (1) 新たに交付される新株予約権の数  
本新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。
  - (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類再編当事会社の同種の株式
  - (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法  
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
  - (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
  - (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件  
第11項乃至第14項、第16項及び第17項に準じて、組織再編行為に際して決定する。
  - (6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限  
新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。
15. 新株予約権の譲渡制限  
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
  16. 新株予約権証券の不発行  
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
  17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の

1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

#### 18. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額及び割当株式数を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金されたときに発生する。

#### 19. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

#### 20. 行使請求受付場所

株式会社エー・ディー・ワークス  
コーポレート・アフェアーズ 総務グループ  
東京都千代田区内幸町二丁目2番3号

#### 21. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 銀座支店

#### 22. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長又はその指名する者に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

(別紙3)

## 乙第1回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称  
株式会社ADワークスグループ第1回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 新株予約権の割当日  
2020年4月1日
3. 新株予約権の割り当て  
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に割り当てる。
4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式2,728,551株（但し、当該株式の総数は、株式会社エー・ディー・ワークス第21回新株予約権の行使により変動する可能性がある。）とする（本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は10.2株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
  - (2) 当社が第8項の規定に従って行使価額（第7項第(2)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第8項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
  - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第8項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
  - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第8項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

## 5. 本新株予約権の総数

267,505個（但し、当該株式の総数は、株式会社エー・ディー・ワークス第21回新株予約権の行使により変動する可能性がある。）

## 6. 本新株予約権と引換えにする金銭の払込の要否

金銭の払込みを要しない。

## 7. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」と総称する。）する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、370円とする。但し、行使価額は第8項に定めるところに従い調整されるものとする。

## 8. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得、又はその他当社普通株式の交付を請求できる証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日若しくは株主確定日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日又は株主確定日の翌日以降これを適用する。

③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権その他の証券若しくは権利の全部が当初の条件で転換、交換又は行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本号①乃至④の場合において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において当該基準日又は株主確定日の翌日から当該承認があった日まで、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算式により算出される株式数の当社普通株式を交付するものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、本⑤第1段落の行使価額の調整の場合における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額を基準として算出される割当株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未

満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所市場第一部（以下「東証一部」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合はその日、また、かかる基準日又は株主確定日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号⑤に定める場合その他上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
9. 本新株予約権の行使期間  
2020年4月1日から2020年8月19日（但し、2020年8月19日が銀行営業日でない

場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。但し、第12項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。

#### 10. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が当該行使後に保有することとなる当社普通株式数が、本新株予約権の発行日(2020年4月1日)時点における当社発行済株式総数(39,289,864株(予定))の5.1%(2,003,783株(予定))(但し、第8項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。)を超えることとなる場合の、当該5.1%(但し、第8項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。)を超える部分に係る新株予約権の行使はできない。
- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (3) 各本新株予約権の一部行使はできない。

#### 11. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権に係る本新株予約権者に対して、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個あたりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

#### 12. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設

立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は、以下の条件に基づき、本新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

- (1) 新たに交付される新株予約権の数  
本新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。
  - (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類再編当事会社の同種の株式
  - (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法  
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
  - (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
  - (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件  
第9項乃至第12項、第14項及び第15項に準じて、組織再編行為に際して決定する。
  - (6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限  
新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。
13. 新株予約権の譲渡制限  
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
14. 新株予約権証券の不発行  
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
15. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

## 16. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第9項に定める行使期間中に第18項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額及び割当株式数を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金されたときに発生する。

## 17. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

## 18. 行使請求受付場所

株式会社ADワークスグループ  
東京都千代田区内幸町二丁目2番3号

## 19. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 銀座支店

## 20. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権は、株式会社エー・ディー・ワークスの発行済株式の全部を当社に取得させる株式移転に際し、第3項記載の割当先に対して、その所有する株式会社エー・ディー・ワークス第21回新株予約権の代わりに交付されるものであり、行使価額その他本新株予約権の内容及び割当先との間の割当契約の諸条件を考慮して、第7項記載のとおり決定した。

## 21. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長又はその指名する者に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

### 3. 会社法施行規則第206条各号に掲げる事項の内容の概要

#### (1) 株式移転の対価に関する定め相当性に関する事項

本株式移転におきましては、当社単独による株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、持株会社の株式はすべて本株式移転直前の当社の株主の皆様のみ割り当てられることとなります。株主の皆様が所有する当社普通株式1株に対して、持株会社の普通株式0.1株を割当交付することといたしました。

本株式移転により、当社株主の皆様へ交付しなければならない持株会社の普通株式の数の1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

また、持株会社は単元株制度を採用し、1単元の株式数を100株といたします。なお、単元未満株式の持株会社の株式の割当てを受ける当社の株主につきましては、かかる割り当てられた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主は、持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

なお、上記のとおり、本株式移転は当社単独による株式移転でありますので、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。もっとも、上記の株式移転比率は、現在の当社の1株あたりの株価水準を勘案し、当社の株主の皆様へ不利益を与えないことを第一義としつつ、東京証券取引所が望ましいとしている投資単位（5万円以上50万円未満）の水準に近づけることに配慮したものであり、相当であると判断しております。

さらに、持株会社の資本金及び準備金の額については、法令の範囲内で定めており、持株会社の目的及び規模並びに設立後の資本政策等に照らして、相当であると判断しております。

#### (2) 株式移転に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

本株式移転に際して、当社が発行している新株予約権については、当社新株予約権の新株予約権者に対し、その有する当社新株予約権に代えて、当社の新株予約権と同等の内容かつ同一の数の持株会社新株予約権を交付し、割り当てることから、株式移転に係る新株予約権の定めは相当であると判断しております。

#### (3) 株式移転完全子会社についての事項

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

#### 4. 持株会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）となる者に関する事項

持株会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）となる者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>生年月日                                                                                                                                          | 略歴、地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                | (1)所有する当社の<br>株式の数<br>(2)割当てられる持<br>株会社の株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| <p>たなか ひでお<br/>田中 秀夫<br/>1950年2月7日生</p>                                                                                                             | <p>1973年4月 西武不動産(株) 入社<br/>1991年7月 田中不動産事務所 開業<br/>1992年10月 (株)ハウスポート西洋 (現 みずほ不動産販売(株))<br/>入社<br/>1993年3月 当社 取締役<br/>1995年2月 当社 代表取締役CEO (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>(株)イー・ディー・パートナーズ 代表取締役会長<br/>(株)イー・ディー・デザインビルド 代表取締役会長<br/>A.D.Works USA,Inc. Director Chairman<br/>ADW Management USA,Inc. Director Chairman</p> | <p>(1) 51,108,620株<br/>(2) 5,110,862株</p>   |
| <p>[取締役の候補者とした理由]<br/>当社の不動産事業をスタートアップ段階から牽引し、現在に至るまで成長させてきた実績があります。代表取締役社長CEOとしての豊富な経営経験と不動産事業に対する高い見識は、持株会社の企業価値向上に欠かせないものと判断し、取締役候補者としてしました。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                             |

| 氏 名<br>生年月日                                                                                                                                               | 略歴、地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | (1)所有する当社の<br>株式の数<br>(2)割当てられる持<br>株会社の株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| ほそや かつとし<br>細 谷 佳津年<br>1965年12月16日生                                                                                                                       | 1990年 4月 国際興業(株) 入社<br>2002年 9月 (株)ギャガ・コミュニケーションズ (現 ギャガ(株)) 入社<br>2003年 6月 生駒シービー・リチャードエリス(株) (現 シービーアールイー(株)) 入社<br>2005年 4月 同社 経営管理部ジェネラルマネージャー<br>2006年 4月 同社 財務経理部部長<br>2009年 9月 当社 管理部長<br>2010年 4月 当社 執行役員 最高財務責任者CFO 兼 経営管理部長<br>2011年 6月 当社 取締役 最高財務責任者CFO 兼 経営管理部長<br>2014年 6月 当社 常務取締役CFO 兼 経営管理部長<br>2016年 1月 当社 常務取締役CFO<br>2018年 7月 当社 常務取締役CFO 兼 エクイティ・アドバイザー室長 (現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>(株)イー・ディー・パートナーズ 取締役<br>(株)イー・ディー・デザインビルド 取締役<br>A.D.Works USA,Inc. Director CFO, Secretary<br>ADW Management USA,Inc. Director CFO, Secretary | (1) 1,723,994株<br>(2) 172,399株              |
| [取締役の候補者とした理由]<br>公開企業・外資系企業を含むスタッフ部門における豊富な実務経験とコーポレート・ガバナンスに対する高い見識を有しております。CFOとして、財務戦略の立案遂行を通じて当社の成長に寄与した実績を持ち、持株会社の企業価値向上に引き続き資するものと期待し、取締役候補者となりました。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                             |

| 氏名<br>生年月日                                                                                                                                  | 略歴、地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | (1)所有する当社の<br>株式の数<br>(2)割当てられる持<br>株会社の株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| <p>きむら みつお<br/>木村光男<br/>1957年10月6日生</p>                                                                                                     | <p>1982年4月 住友信託銀行(株) (現 三井住友信託銀行(株)) 入<br/>行<br/>2005年6月 同社 本店不動産営業部部长 (大阪)<br/>2007年6月 同社 不動産営業部部长<br/>2009年5月 同社 理事 不動産総合コンサルティング部部长<br/>2011年4月 同社 理事 本店支配人<br/>2011年9月 住信不動産投資顧問(株) (現 三井住友トラスト<br/>不動産投資顧問(株)) 代表取締役社長<br/>2014年6月 三井住友トラスト不動産(株) 取締役 常務執行役<br/>員<br/>2018年4月 当社 上席執行役員 アセット・ソリューション<br/>事業本部长<br/>2018年6月 当社 常務取締役 アセット・ソリューション事<br/>業本部长<br/>2019年4月 当社 常務取締役 賃貸不動産事業部長<br/>(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>(株)エー・ディー・デザインビルド 代表取締役社長</p> | <p>(1) 432,810株<br/>(2) 43,281株</p>         |
| <p>[取締役の候補者とした理由]<br/>大手信託銀行グループでの豊富な実務経験及び経営経験があり、金融・不動産業界に対する高い見識を有しております。当社の更なる事業の拡大・強化を推進し、持株会社の企業価値向上に引き続き資するものと期待し、取締役候補者としてしました。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                             |

| 氏名<br>生年月日                                                                                                                                                         | 略歴、地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | (1)所有する当社の<br>株式の数<br>(2)割当てられる持<br>株会社の株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| <p>とうじ のぶひこ<br/>田路進彦<br/>1969年8月26日生</p>                                                                                                                           | <p>1993年4月 住友信託銀行(株) (現 三井住友信託銀行(株)) 入<br/>行<br/>2006年4月 創建ホームズ(株) 入社<br/>2006年10月 同社 アセット・マネジメント事業部部長<br/>2010年10月 当社 営業推進室長<br/>2011年4月 当社 執行役員 アセット・ソリューション事業<br/>部長<br/>2013年6月 当社 上席執行役員 アセット・ソリューション<br/>事業部長<br/>2014年6月 当社 取締役 上席執行役員 アセット・ソリュ<br/>ーション事業部長<br/>2016年4月 当社 取締役 上席執行役員 アセット・ソリュ<br/>ーション事業本部長<br/>2018年4月 当社 取締役 上席執行役員 アセット・ソリュ<br/>ーション事業本部管掌<br/>2019年4月 当社 取締役 上席執行役員 クライアント・リ<br/>レーションズ部長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>(株)イー・ディー・パートナーズ 代表取締役社長<br/>(株)イー・ディー・デザインビルド 取締役</p> | <p>(1) 785,118株<br/>(2) 78,511株</p>         |
| <p>[取締役の候補者とした理由]<br/>不動産及び金融の分野において、優れた実績をあげており、当社の国内収益不動産販売事業及び不動産管理<br/>事業において実績を牽引しております。事業部門の統括及び監督に適した経験を持ち、持株会社の企業価値向<br/>上に引き続き資するものと期待し、取締役候補者となりました。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                             |

| 氏名<br>生年月日                                                                                                                                                    | 略歴、地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | (1)所有する当社の<br>株式の数<br>(2)割当てられる持<br>株会社の株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| <p>かねここうじ<br/>金子 幸司<br/>1965年10月23日生</p>                                                                                                                      | <p>1988年 4月 伊藤忠商事(株) 入社<br/>2001年 6月 KPMGビジネスアドバイザーLLC 入社<br/>2002年 2月 大木建設(株) 新規事業部部长<br/>2004年 6月 (株)ファンドクリエーション 入社<br/>2004年10月 (株)ファンドクリエーション不動産投信<br/>代表取締役社長<br/>2010年 9月 大東建託(株) 経営戦略室 部長<br/>2013年 3月 当社 執行役員 海外事業準備室長<br/>2013年 9月 当社 執行役員 海外事業部長<br/>2015年 7月 当社 上席執行役員 海外事業部長<br/>2018年 6月 当社 取締役 上席執行役員 海外事業部長<br/>2019年 4月 当社 取締役 上席執行役員 海外事業本部長<br/>(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>A.D.Works USA,Inc. Director CEO, President<br/>ADW Management USA,Inc. Director</p> | <p>(1) 215,249株<br/>(2) 21,524株</p>         |
| <p>[取締役の候補者とした理由]<br/>当社において新規事業であった米国収益不動産販売事業の立上げを行い、当該事業を当社における中核事業のひとつに成長させ、業績を牽引しております。事業部門の統括及び監督に適した経験を持ち、持株会社の企業価値向上に引き続き資するものと期待し、取締役候補者としてしました。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                             |

| 氏名<br>生年月日                                                                                                                                                      | 略歴、地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | (1)所有する当社の<br>株式の数<br>(2)割当てられる持<br>株会社の株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| すずき としや<br>鈴木 俊也<br>1964年11月9日生                                                                                                                                 | 1989年 4月 (株)リクルートコスモス (現 (株)コスモスイニシア) 入社<br>2008年 1月 同社 AM事業部法人営業部部長<br>2009年11月 同社 仲介事業部部長<br>2011年 4月 同社 ソリューション事業部部長<br>2013年10月 同社 ソリューション事業部部長 兼 投資不動産企画開発部部長<br>2014年10月 同社 賃貸事業部オーナーシップ部部長<br>2015年10月 当社 執行役員 事業企画室長<br>2017年 4月 当社 執行役員 事業企画本部長<br>2018年 6月 当社 取締役 執行役員 事業企画本部長<br>2018年 7月 当社 取締役 執行役員 事業企画本部長 兼 クライアント・リレーションズ部長<br>2019年 4月 当社 取締役 執行役員 投資不動産事業本部長<br>2019年 6月 当社 取締役 上席執行役員 投資不動産事業本部長 (現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>(株)スマートマネー・インベストメント 代表取締役社長 | (1) 204,498株<br>(2) 20,449株                 |
| <p>[取締役の候補者とした理由]</p> <p>大手不動産会社において不動産事業の豊富な経験を有しており、また、当社においても大型収益不動産の賃貸・販売事業にて優れた実績をあげております。事業部門の統括及び監督に適した経験を持ち、持株会社の企業価値向上に引き続き資するものと期待し、取締役候補者となりました。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                             |

- (注) 1 各候補者と当社との間には特別の利害関係はなく、また、持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。
- 2 各候補者の有する当社の株式数は、2019年9月30日現在の株式数を記載しております。

## 5. 持株会社の監査等委員である取締役となる者に関する事項

持株会社の監査等委員である取締役となる者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>生年月日                                                                                                                                 | 略歴、地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | (1)所有する当社の<br>株式の数<br>(2)割当てられる持<br>株会社の株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| はらかわ たみお<br>原川民男<br>1950年6月16日生                                                                                                            | 1974年4月 住友信託銀行(株) (現 三井住友信託銀行(株)) 入<br>行<br>1995年8月 同社 奈良西大寺支店長<br>1997年6月 同社 新宿支店長<br>1998年6月 同社 事務推進部長<br>2001年6月 同社 福岡支店長<br>2003年6月 ビジネクスト(株) 取締役社長<br>2007年6月 住信ビジネスサービス(株) (現 三井住友トラス<br>ト・ビジネスサービス(株)) 取締役 常務執行役<br>員<br>2008年6月 ライフ住宅ローン(株) (現 三井住友トラス<br>ト・ローン&ファイナンス(株)) 監査役<br>2010年10月 住友信託銀行(株) (現 三井住友信託銀行(株)) 調<br>査部審議役<br>2012年6月 当社 社外監査役<br>2016年6月 当社 社外取締役 (監査等委員) (現任) | (1) 0株<br>(2) 0株                            |
| <p>〔監査等委員である社外取締役の候補者とした理由〕<br/>企業経営並びに監査業務に関する豊富な経験、幅広い知見を有しております。持株会社においても経営全般の監視と有効な助言により、取締役会の監督機能の強化に期待し、監査等委員である社外取締役候補者としてしました。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                             |

| 氏 名<br>生年月日                                                                                                                                       | 略歴、地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | (1)所有する当社の<br>株式の数<br>(2)割当てられる持<br>株会社の株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| せきやま まもる<br>関 山 護<br>1949年8月14日生                                                                                                                  | 1974年 4月 丸紅(株) 入社<br>1997年 4月 同社 重電機第一部長<br>1998年 4月 同社 電力プロジェクト第三部長<br>1999年 4月 同社 電力プロジェクト本部副本部長 兼 電力<br>プロジェクト第一部長<br>2001年 4月 同社 ユーティリティ・インフラ部門長代行 兼<br>海外電力事業部長<br>2002年 4月 同社 執行役員 ユーティリティ・インフラ部門<br>長<br>2005年 4月 同社 常務執行役員<br>2006年 6月 同社 代表取締役常務執行役員<br>2007年 4月 同社 代表取締役専務執行役員<br>2009年 4月 同社 代表取締役副社長執行役員<br>2013年 4月 同社 副会長<br>2015年 4月 同社 顧問<br>2015年 4月 丸紅パワーシステムズ(株) 会長<br>2017年 6月 アステラス製薬(株) 社外取締役 (現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>アステラス製薬(株) 社外取締役 | (1) 0株<br>(2) 0株                            |
| [監査等委員である社外取締役の候補者とした理由]<br>企業経営者及び社外取締役として培われた豊富な経験、国際経験、幅広い知見を有しております。持株会社<br>においても経営への適切な監視、監督により、取締役会の監督機能の強化に期待し、監査等委員である社外取<br>締役候補者となりました。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                             |

| 氏名<br>生年月日                                                                                                                                                              | 略歴、地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | (1)所有する当社の<br>株式の数<br>(2)割当てられる持<br>株会社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| <p>たなあみ ひさし<br/>田名網 尚<br/>1954年9月11日生</p>                                                                                                                               | <p>1978年4月 千代田生命保険相互会社（現 ジブラルタ生命保険(株)）入社<br/>2001年2月 松井証券(株) 入社<br/>2002年6月 同社 取締役<br/>2004年2月 同社 常務取締役<br/>2005年6月 マネックス・ビーンズ証券(株)（現 マネックス証券(株)） 監査役<br/>2005年6月 マネックス・ビーンズ・ホールディングス(株)（現 マネックスグループ(株)） 常勤監査役<br/>2007年6月 マネックス証券(株) 取締役<br/>2007年6月 マネックスグループ(株) 取締役<br/>2008年4月 法政大学 理工学部 兼任講師（現任）<br/>2011年2月 マネックス証券(株) 代表取締役副社長<br/>2013年6月 マネックスグループ(株) 執行役（現任）<br/>2017年4月 マネックス証券(株) 取締役副会長（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）<br/>マネックスグループ(株) 執行役<br/>マネックス証券(株) 取締役副会長<br/>法政大学 理工学部 兼任講師</p> | <p>(1) 0株<br/>(2) 0株</p>                    |
| <p>〔監査等委員である社外取締役の候補者とした理由〕<br/>企業経営者及び証券会社における投資銀行業務等を通じて培われた豊富な経験、コーポレート・ガバナンスに対する高い知見を有しております。持株会社においても経営への適切な監視、監督により、取締役会の監督機能の強化に期待し、監査等委員である社外取締役候補者としてしました。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                             |

| 氏 名<br>生年月日                                                                                                                                                             | 略歴、地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | (1)所有する当社の<br>株式の数<br>(2)割当てられる持<br>株会社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| あわい さちこ<br>栗井 佐知子<br>1957年5月21日生                                                                                                                                        | 1984年7月 米国食肉輸出連合会 日本事務所 入所<br>1991年1月 エスティ・ローダー(株) (現 ELCジャパン(株)) 入<br>社<br>1997年3月 日本ロレアル(株) 入社<br>2004年11月 ゲラン(株) (LVJグループ) 入社<br>2012年5月 (株)fitfit 入社<br>2013年5月 ラ・プレリージャパン(株) 代表取締役社長<br>2019年1月 (株)ニューポート INCOCO事業部<br>General Manager (現任)<br>2019年1月 (株)ハーベス 天然水事業部 非常勤顧問 (現任)<br>2019年6月 当社 社外取締役 (監査等委員) (現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>(株)ニューポート INCOCO事業部 General Manager<br>(株)ハーベス 天然水事業部 非常勤顧問 | (1) 0株<br>(2) 0株                            |
| <p>〔監査等委員である社外取締役の候補者とした理由〕</p> <p>グローバル企業の日本支社での代表取締役の経験や、長年にわたる外資系ブランドでの豊富なマーケティング業務の経験を有しております。持株会社においても経営への適切な監視、監督により、取締役会の監督機能の強化に期待し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                             |

- (注) 1 各候補者と当社との間には特別の利害関係はなく、また、持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。
- 2 各候補者は、全て社外取締役候補者であります。
- 3 原川民男氏の当社社外取締役 (監査等委員) 就任期間は、本総会終結の時をもって3年6ヶ月となり、栗井佐知子氏は、6ヶ月となります。また、原川民男氏は、当社社外取締役 (監査等委員) 就任前に4年間当社社外監査役であったことがあります。
- 4 当社は、当社定款の規定に基づき、原川民男氏、栗井佐知子氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める金額を限度としております。株式会社ADワークスグループが設立され、各候補者が同社の社外取締役に就任した場合には、同社は各候補者との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- 5 当社は、株式会社東京証券取引所に対し、原川民男氏、栗井佐知子氏を独立役員として届け出ており、株式会社ADワークスグループが設立され、各候補者が同社の社外取締役に就任した場合には、同社は各候補者を独立役員として指定し、独立役員として届け出る予定であります。
- 6 各候補者の有する当社の株式数は、2019年9月30日現在の株式数を記載しております。

## 6. 持株会社の会計監査人となる者に関する事項

持株会社の会計監査人となる者は、次のとおりであります。

|             |                                                                                                                                                                                                                                       |        |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 名 称         | EY新日本有限責任監査法人                                                                                                                                                                                                                         |        |
| 主たる事務所の所在地  | 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号 東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー                                                                                                                                                                                                |        |
| 沿革          | 2000年4月 太田昭和監査法人（1967年1月に設立された監査法人太田哲三事務所と1969年12月に設立された昭和監査法人の合併により1985年10月に設立）とセンチュリー監査法人（1986年1月に設立）が合併し、監査法人太田昭和センチュリーを設立<br>2001年7月 法人名称を新日本監査法人に変更<br>2008年7月 有限責任監査法人に移行し、法人名称を新日本有限責任監査法人に変更<br>2018年7月 法人名称をEY新日本有限責任監査法人に変更 |        |
| 構 成 人 員     | 公認会計士                                                                                                                                                                                                                                 | 3,040名 |
|             | 公認会計士試験合格者等                                                                                                                                                                                                                           | 1,074名 |
|             | その他                                                                                                                                                                                                                                   | 1,378名 |
|             | 合計                                                                                                                                                                                                                                    | 5,492名 |
| 被 監 査 会 社 数 | 3,821社                                                                                                                                                                                                                                |        |
| 資 本 金       | 1,019百万円                                                                                                                                                                                                                              |        |
| 事 務 所 等     | 国内 東京ほか                                                                                                                                                                                                                               | 計17ヶ所  |
|             | 海外 ニューヨークほか                                                                                                                                                                                                                           | 計44ヶ所  |

(2019年6月30日現在)

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

当社は、定時株主総会の招集等に関する事務手続きを円滑に実施するため、会社法第124条第3項の規定に基づき、現行定款第13条（定時株主総会の基準日）に定時株主総会の基準日を定めておりますが、本臨時株主総会において第1号議案 株式移転計画承認の件が承認され、かつ2020年4月1日（水曜日）付で本株式移転の効力が発生しますと、当社の株主は、持株会社1名となりますので、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そのため、定時株主総会の基準日制度を廃止することとし、現行定款第13条を削除するとともに、この変更に伴い現行定款第14条以下の各条項を1条ずつ繰り上げるものであります（かかる定款の一部変更を、以下「本定款変更」といいます。）。

なお、本定款変更は、本臨時株主総会において第1号議案 株式移転計画承認の件が原案どおり承認されること、並びに2020年3月31日（火曜日）の前日までに株式移転計画の効力が失われていないこと及び本株式移転が中止されていないことを条件として、2020年3月31日（火曜日）にその効力を生じるものいたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款                                                    | 変 更 案             |
|------------------------------------------------------------|-------------------|
| <u>（定時株主総会の基準日）</u><br>第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。 | <削 除>             |
| 第14条～第39条 <条文省略>                                           | 第13条～第38条 <現行どおり> |

（ご参考）

2020年3月期（2019年4月1日～2020年3月31日）の剰余金の配当（期末配当）につきましては、現行定款第38条第1項（本定款変更後の第37条第1項）に従い、2020年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主様または登録株式質権者様に対し、当社からお支払いする予定であります。

### 第3号議案 持株会社に係る大規模買付ルールの継続導入の件

当社の大規模買付ルールは、企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に向けた取組みとして、2012年6月28日開催の第86期定時株主総会でご承認を経て導入し、2015年6月23日開催の第89期定時株主総会及び2018年6月26日開催の第92期定時株主総会で更新のご承認をいただき、現在に至っております。

本臨時株主総会において第1号議案 株式移転計画承認の件が承認された場合、当社は、持株会社の株式について、東京証券取引所に新規上場する予定であり、上場日は、2020年4月1日（水曜日）を予定しております。また、当社は本株式移転により持株会社の完全子会社となりますので、持株会社の株式上場に先立ち、2020年3月30日（月曜日）に上場廃止になる予定であります。

当社は、持株会社の株式の上場にあたり、大規模買付ルールの在り方につき、持株会社が今後置かれることになる今日的な状況等を踏まえ、慎重に検討を進めてまいりました。かかる検討の結果、持株会社は、当社で導入しているルールと同等の大規模買付ルールの導入が必要であるとの判断に至りました。そこで、持株会社の設立登記日である2020年4月1日（水曜日）（予定）付で、当社で導入しているルールと同等の大規模買付ルールを、下記のとおり、持株会社においても導入することのご承認をお願いするものであります（以下、持株会社で導入する大規模買付ルールを「本ルール」といいます。）。

なお、本ルールについては、形式的な文言の修正を行っておりますが、その基本的な内容は当社で導入している大規模買付ルールと同一であります。

## 記

### 1. 本ルールの必要性及び目的

#### ■ 「大規模買付ルール」に関する考え方

当社は、持株会社においても、「株主の皆様による適正な判断に委ねるための手続きの確保」を目的とした大規模買付ルールを備えておくことは、経営者の受託者責任の一つと考えております。

持株会社株式の買付けは、原則として、自由に行われるべきものであり、また、持株会社の企業活動の活性化や株主共同の利益確保・向上につながる限り、株式の大量取得自体を冒頭から否定するものではありません。一方、大規模買付行為を行う者（以下「大規模買付者」といいます。）によって持株会社の基本的、抜本的且つ重要な経営戦略、又はそれを推進する経営体制に関する提案が行われた場合、その提案を受け入れるかどうかは、その時点におけるすべての株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであり、最終的には、個々の株主の皆様の自由なご意思によって判断がなされるべきであるとの考えを前提としております。

もっとも、大規模買付者による持株会社に対するそれらの提案の全てが持株会社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上につながるものとは限らず、持株会社の企業価値を毀損し、株主共同の利益に反することとなる可能性も否定できません。さらには、当該提案を受け入れるか否かの決定により、将来的な持株会社の企業価値及び株主の皆様との利益が大きく左右されるといっても過言ではありません。

こういった事態に見舞われた際に、株式保有割合が高く、影響力を行使可能な一部の株主だけではなく、個々のすべての株主の皆様において、当該提案が真に持株会社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に資するのかどうかをご自身の責任において適切にご判断いただくためには、既存のすべての株主の皆様が、必要且つ十分な情報に基づき、相当期間熟慮の上で、最終的な結論を出すことができるようにすることが重要であり、そのための備えが必要であるとの観点から、持株会社において本ルールを導入したいと考えております。

#### ■コーポレートガバナンス・コードの考え方からの観点

コーポレートガバナンス・コードは、その原則1-5において「買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策は、経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。その導入・運用については、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。」と明記され濫用を戒めております。一方、経営者が株主からの受託者責任を遂行するためには、継続的に中長期的に企業価値の向上をはかり、株主共同の利益の維持・向上をはかることが求められます。

持株会社の完全子会社となる予定の当社は2018年12月13日付で「(改訂)コーポレートガバナンス・コードに対する当社ガイドライン(方針及び取組み)」(以下「コーポレートガバナンス・ガイドライン」といいます。)を公表しておりますが、原則1-5において、「当社が採用している大規模買付ルールは、直接、買収防衛の効果をもたらす設計ではなく、その是非を株主の皆様による適正な判断に委ねるための手続きの確保を目的としたものであります。このようなルールを備えておくことは、大規模買付者以外の株主の皆様と等しく情報を共有し透明化することで、株主の皆様の権利を平等に確保することとなるため、本原則の趣旨に則したものであり、また、取締役会として当然の責務であると考えております。」と明確に表明しており、持株会社においても、同等の内容のコーポレートガバナンス・ガイドラインを策定する予定です。

#### ■資本政策からの観点

持株会社の完全子会社となる予定の当社は、コーポレートガバナンス・ガイドラインにおいて、目指すべき企業規模をガイダンスとして表明しており、その内容は、時価総額350～400億円、純資産額250億円、連結従業員数200人としております。当社が一層の成長を実現するためには、現在の純資産額と通期期間損益の状況を鑑みるに、今後も経営資源の充実が極めて重要であり、中でも資金調達、特にエクイティ・ファイナンスは欠か

せないものであり、かかる方針はコーポレートガバナンス・ガイドラインにも明記しております。

当社は、過去4度に渡り、ライツ・オフリングの手法を用いて資金調達を実施しております。ライツ・オフリングとは株主割当増資の一つであり、全ての既存の株主の皆様を上場新株予約権を割り当て、当該新株予約権の行使により企業が資金調達を行うものがありますが、すなわちそれは発行済株式総数に応じた相当数の新株予約権が発行され、当該新株予約権は取引市場で自由に買付けが可能となるということであり、とりもなおさず一時的に大規模買付行為が実行されやすい環境となるということでもあります。

エクイティ・ファイナンスは、何よりも「企業価値の向上に資する」ことが大切であり（出典：2014年10月日本取引所自主規制法人「エクイティ・ファイナンスのプリンシプル」第1のプリンシプル）、エクイティ・ファイナンスの際に企業が株主の皆様にお示した企業価値向上が、短期的・投機的な大規模買付者によって毀損させられることがあってはならないと考えます。当該事態において株主の皆様が被りうる不利益を考慮すると、大規模買付者による提案が真に持株会社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に資するのかどうかを株主の皆様ご自身の責任においてご判断いただかなければならず、株主の皆様ご自身の判断に委ねるための手続きを確保すること、つまり現行ルール趣旨を維持しながら適切に持株会社に継続導入することが必要であると考えられます。

以上のとおり、当社は、持株会社に対する大規模買付行為が上述の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、持株会社及び当社のグループの株主全体の利益に合致すると考え、事前の情報提供等に関する一定の大規模買付ルールを継続導入することが必要であると判断するに至りました。

本ルールによって、前述のとおり持株会社が一層の成長を目指すにあたっての環境が整備されるとともに、株主の皆様において平等に株主の権利の行使として、当該提案が持株会社の企業価値及び株主共同の利益を高めるものか、損ねるものかをご判断をいただくことが可能となることから、持株会社は、本ルールがコーポレートガバナンス・コード基本原則1に掲げる「株主の権利・平等性の確保」に資するものであり、また、そのご判断いただく機会を確保することが、コーポレートガバナンス・コード基本原則4にいう「取締役会等の責務」に該当するものでもありと考えております。

本ルールは一般的なものであり、特定の大量保有者（大規模買付ルールの対象となる、又は対象となると見込まれる買付者又は持株会社株主をいいます。以下同じです。）のみを意識したものではありませんが、持株会社の設立登記日（本株式移転効力発生日）時点での大量保有者にも、この大規模買付ルールが適用されます。

※大規模買付ルールの概要につきましては、別紙1 大規模買付ルールについてのフローチャートをご参照ください。

## 2. 持株会社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に向けた取組み

持株会社の企業理念及び事業（予定）

持株会社は、以下の企業理念に従って事業を展開する予定です。

### 【企業理念】

当社グループは、しなやかに変化しながら、独創の価値を生み出し提供することによって、お客様の資産を次代へと繋ぎ、日本の活力ある発展に貢献します。

#### ①当社グループの中期経営計画の変遷

当社は2007年のジャスダック証券取引所上場以来、不動産ビジネスを主軸とし、業績の安定的な向上とそれによる企業価値の向上に努めてまいりました。様々な不動産ビジネスへのトライ＆エラーを経て、収益不動産の取得・販売から販売後の管理サービスの提供までを一貫してサービス提供する独自性の高いビジネスモデルの創造に行き着き、収益不動産残高の戦略的拡充を軸に着実な成長軌道を実現してまいりました。

具体的には、第2次（ビジネスモデルの構築期）、第3次（ビジネスモデルの確立期）、第4次（ビジネスモデルの展開期）、そして第5次（ビジネスモデルの拡充期／新規事業構築の準備期）の各中期経営計画期間において、ビジネスモデルの成長と企業価値の向上とをシンクロさせるべく、鋭意取り組んできた次第です。こうした当社グループのビジネスモデルが主要顧客である個人富裕層に受け入れられたのはなぜか、それは、独自のノウハウによる物件選定、取得後のバリューアップとそれらを踏まえた当社売主責任による販売、販売後の管理や保守・修繕工事対応等の機能提供、永続的な顧客リレーションを構築する手厚いフォロー体制など、バリューチェーンともいべき一連のサービスが、富裕層顧客の資産運用ソリューションとして「価格相応以上の価値をもたらす唯一無二のプレミアム感」を提供できていることに起因すると自負いたしております。

未だ進化の途上であるとはいえ、この足跡は、不動産ビジネスを起点とする当社グループが富裕層ビジネスへと進化し始めたことの証左であると認識しております。

#### ②「第6次中期経営計画」について

当社グループは2020年3月期から2022年3月期までの3期にわたる「第6次中期経営計画」をスタートしております。これを“プレミアムバリューの醸成期”と位置付け、『不動産ビジネスから富裕層ビジネスへ、そしてプレミアムビジネスへ』をテーマに、次の3点を基本方針としてさらなる飛躍を目指してまいります。

- I 変化する環境下でも安定的に収益を生み出せる強靱な事業基盤への進化
- II 新事業分野の開発・開拓と、既存事業との相乗効果の発揮
- III 顧客体験価値の最大化を前提とする永続的な顧客基盤の構築

企業理念にも謳っておりますように、当社グループの持ち味は「しなやかに変化し、独創の価値を生み出す」ことにあります。第2次から第5次に至る中期経営計画

の遂行を通じて、当社グループは事業環境の変化を先取りしながら、しなやかに変化し、「価格相応以上の価値をもたらす唯一無二のプレミアム感」の提供という独創の価値を生み出してきたこと、またそれによって当社グループがプロダクト・アウト視点の不動産ビジネスから、マーケット・イン視点のビジネスへと進化を始めたことは上記のとおりであります。

「第6次中期経営計画」では、さらにこれをプレミアムビジネスへと発展させ、様々な顧客に対し様々なプレミアムバリューを提供する、高次元のビジネスモデルを実現したいと企図しております。

従来からの主要顧客である個人富裕層に対しては、上記の収益不動産を起点にした一連のバリューチェーンの提供価値をさらに高めることはもとより、不動産に留まらない投資商品の開発や資産関連サービスの提供などを通じて、総合的なプレミアムバリューを訴求したいと考えております。

さらにこうした経験を応用し、対象とする顧客を事業法人や機関投資家等の大口顧客に拡張できるように、大型物件も含めオフィスや商業施設など商品ラインナップを多様化させることを企図しております。こうした商品は、商品企画力次第で“不動産の内部成長”を具現化できるポテンシャルが居住用不動産以上に高いと考えられ、物件単体で完結しない活用価値の創造なども視野に入れ、独自のプレミアムバリューの構築を目指してまいります。持株会社はこれらを包含した価値を新たなブランドとして育ててまいります。

### 3. 大規模買付ルールの内容

#### (1)大規模買付ルールの対象

大規模買付ルールの対象となる者は、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする持株会社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる行為（いずれについても持株会社取締役会が同意したものを除くものとし、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。このような買付行為を、以下「大規模買付行為」といいます。）を行おうとする者です。ただし、あらかじめ持株会社取締役会が同意した大規模買付行為は、大規模買付ルールの適用対象からは除外いたします。

#### (2)情報提供

まず、持株会社取締役会が必要と判断した場合、大規模買付者には、持株会社取締役会に対して、持株会社株主の皆様の判断及び持株会社取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「本情報」といいます。）を提供していただきます。その項目は以下のとおりです（ただし、下記項目に限られるものではありません。）。

①大規模買付者及びそのグループの概要（大規模買付者の資本構成の詳細、大規模買付者の事業内容、持株会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含

みます。)

②大規模買付行為の目的及び内容

③持株会社株式の買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け

④持株会社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策及び資産活用策等

⑤大規模買付者及びそのグループに対し、当該大規模買付により最終的に経済的な利得を得ることを目的として、資本金、出資金等名目の如何を問わず買付資金を供給している個人、法人、団体の住所、名称等の概要

本情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもありますので、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず持株会社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所又は本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、外国法人の場合は設立準拠法及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととし、持株会社代表取締役は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本情報のリストを当該大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、持株会社取締役会は、大規模買付者に対して本情報が揃うまで、追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実及び持株会社取締役会に提供された本情報は、原則として適時に、その全部又は一部を開示します。

(3)情報の検討及び意見表明等

次に、持株会社取締役会は、大規模買付者が持株会社取締役会に対し本情報の提供を完了した後、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として、90営業日（ただし、持株会社取締役会は、対価の相当性や買付提案の合理性の判断が困難である等の必要がある場合には、この期間を、30営業日を上限として延長することができます。この場合、延長期間と延長理由を開示します。）をいただきます。持株会社が、取締役会評価期間を90営業日と定めているのは、持株会社グループが長い社歴を有し、持株会社グループの営む事業が、時代の変化に対応し、現在、不動産業において幅広いビジネスを展開していることから、多くのノウハウ・経験・知識・情報及び多数の顧客並びに取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠な事業であること等から、大規模買付行為の企業価値に与える影響を慎重に検討する必要があるためです。

持株会社取締役会は、取締役会評価期間中、提供された本情報を十分に評価・検討し、持株会社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。

この際の、取締役会の意見としては、①対抗措置の発動を行う、②対抗措置の発動を行わない、③株主意思の確認のための株主総会を招集する、のいずれかになります。すなわち、大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合の対抗措置発動の要件に

については、後記4.(2)に記載のとおり、当該大規模買付行為が持株会社の企業価値又は持株会社株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合ですが、そのように取締役会が判断した場合には、取締役会は、①対抗措置発動の意思決定をします。これに対し、取締役会として、当該大規模買付行為が持株会社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させるか否か判断することが困難である場合に、③株主意思を確認するための株主総会招集の決定をします。そして以上のいずれにも該当しない場合に、②対抗措置の発動を行わないとの決定をいたします。

なお、取締役会の前記判断においては、特別委員会の勧告（後記5.）を最大限尊重して決議を行い、公表します。

また、持株会社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、持株会社取締役会として持株会社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

#### (4)株主総会

持株会社取締役会は、株主意思を確認するための株主総会を招集する旨の決定をした場合には、具体的な対抗措置の内容を決定したうえで、直ちにその旨を公表し、速やかに株主総会を招集して、当該具体的な対抗措置の発動の要否に関する議案を付議します（ただし、実務上の手続等を勘案して、既に開催することが予定されている株主総会において付議することが、より迅速且つ適切であると判断する場合には、当該総会において議案を付議します。）。

なお、取締役会の前記判断においては、特別委員会の勧告（後記5.）を最大限尊重して決議を行います。

#### (5)大規模買付行為の開始可能時期

大規模買付行為は、株主総会において対抗措置の発動の要否に関する議案が付議される場合には、当該総会において対抗措置の発動に関する議案が否決された後（取締役会が株主意思を確認するための株主総会を招集しない場合には、取締役会のその旨の公表後）にのみ開始することができるものとします。

#### (6)企業価値を低下させる大規模買付行為に該当しないと判断した場合

持株会社取締役会は、前記(3)の評価・検討の結果、あるいは、それ以前であっても、大規模買付者による大規模買付行為が持株会社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させる買付けには該当しないと判断した場合は、対抗措置を発動しない旨を直ちに決議し公表します。

#### 4. 大規模買付行為への対応方針

##### (1)大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが順守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、持株会社取締役会は、持株会社及び持株会社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律（対抗措置時の施行後法令を含みます。）及び持株会社定款が認めるものを行使し、大規模買付行為に対抗する場合があります。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、差別的な行使条件・取得条項等が付いた新株予約権の発行等、その時点で最も適切と持株会社取締役会が判断したものを選択いたします。

なお、株主割当てにより新株予約権を発行する場合には、一定割合以上の持株会社株券等を保有する特定株主グループに属さないことを行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。当該対抗措置により、大規模買付者はその持株比率が低下し、自己の持株の価値が減少する（いわゆる「希釈化」）という不利益を受けることがあります。

##### (2)大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合、持株会社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、代替案の提示、大規模買付者との交渉、持株会社株主の皆様への説得等を行う可能性はあるものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置をとることはいたしません。

もっとも、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が持株会社の企業価値又は持株会社株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合、たとえば、①真に持株会社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を持株会社又は持株会社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合、②持株会社の経営を一時的に支配して持株会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を買付提案者やそのグループ会社に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的があると判断される場合、③持株会社の経営を支配した後に持株会社の資産を買付提案者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合、④持株会社経営を一時的に支配して、持株会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って持株会社株式の高価売り抜を目的としていると判断される場合、⑤強圧的二段階買付け（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付け条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うこと）を予定して持株会社株式の大規模買付行為を行う等持株会社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある

と判断される場合、⑥いわゆる反社会的勢力、又はかかる勢力が支配・関与する個人・団体による大規模買付行為、⑦大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画が著しく不合理であると判断される場合、⑧持株会社取締役会の経営方針及び事業計画（大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画に対する代替案を含みます。）に著しく劣ると判断される場合には、持株会社取締役会は、持株会社の企業価値及び持株会社株主の皆様の利益を守るために、対抗措置を発動することがあります。なお、持株会社取締役会は、上記対抗措置の発動にあたり、特別委員会から当該措置の発動により持株会社株主に著しい不利益が生じることがないなど相当性が認められるとの勧告を受けるものとします。

ただし、上記の対抗措置は、当該大規模買付行為が持株会社の企業価値又は持株会社株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合に発動するものであり、大規模買付者の意図がこれらに形式的に該当することのみを理由として対抗措置を発動しないものとします。

また、取締役会として、当該大規模買付行為が持株会社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させるか否か判断することが困難である場合には、株主意思を確認するための株主総会招集の決定をし、株主総会において、対抗措置の発動が株主の皆様にご承認いただいた場合にも、株主の皆様ご意思に基づき対抗措置が発動されることとなります。

### (3)対抗措置発動の停止等について

前記(1)又は(2)において、大規模買付行為に対して、持株会社取締役会又は株主総会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者から持株会社取締役会に対して大規模買付行為の変更又は代替案の提示があった場合は、その内容が大規模買付ルールを順守しているのか、持株会社の企業価値又は持株会社株主全体の利益を損なうか否かについて十分に検討した結果、対抗措置の発動が適切でないと判断したときは、対抗措置の発動により生じる株主の皆様ご権利の確定前であり、且つ株主の皆様ご利益を損なわない場合に限り、持株会社取締役会は、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがあります。

なお、持株会社取締役会は対抗措置の発動の停止又は変更等の要否につき、特別委員会に諮問を行い、その要否に係る決定を行うにあたって、特別委員会の勧告（後記5.）を最大限尊重して決議を行います。

## 5. 特別委員会への諮問手続

持株会社取締役会は、大規模買付者から本情報が提供された場合、速やかに取締役会から独立した組織として設置される特別委員会に本情報を上程し、持株会社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か、あるいは発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当であるか否かを諮問します。

特別委員会は、持株会社取締役会からの諮問に基づき、外部専門家の助言を受けるなどしながら意見を取りまとめ、持株会社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か、あるいは発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当であるか否かを勧告し、持株会社取締役会は、この勧告を開示したうえで、この勧告を最大限尊重して、対抗措置を発動するか否か又は株主意思を確認するための株主総会の招集に関して決議を行います。なお、持株会社取締役会が委員会に諮問して勧告を受けるまでの期間は、前記3. (3)に定める取締役会評価期間に含まれます。

なお、特別委員会規則の概要は別紙2のとおり、現在の特別委員会の委員の略歴は別紙3のとおりです。

## 6. 株主・投資者に与える影響等

### (1)大規模買付ルールが株主・投資者に与える影響等

大規模買付ルールの導入時点においては、新株予約権の発行等の法的な措置は講じられませんので、株主の皆様の権利関係に変動は生じませんし、株価形成を歪めることもありません。

なお、前記4. において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを順守するか否かにより大規模買付行為に対する持株会社の対応方針が異なります。持株会社としても、十分な情報開示に努めますが、持株会社株主及び投資者の皆様におかれましても、持株会社の情報開示並びに大規模買付者の動向にご注意ください。

### (2)対抗措置発動時に株主・投資者に与える影響等

持株会社取締役会は、持株会社株主の皆様（持株会社の企業価値又は株主共同の利益を低下させる買付を行う者を除きます。）が格別の損失を被り又は株価形成を歪める類型の対抗措置の発動を想定しておりません。

持株会社取締役会が対抗措置を発動することを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って、株主の皆様が万一の不測の損失を被ることを防止すべく適時適切な開示を行います。

### (3)対抗措置発動の停止等時に株主・投資者に与える影響等

取締役会が対抗措置として新株予約権の発行を決議した後に、その停止又は変更、すなわち当該新株予約権の発行の中止又は新株予約権の内容（例えば、割当数）の変更を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないか、又は希釈化率が変更しますので、持株会社株式の価値について一定の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

持株会社取締役会が対抗措置の発動の停止又は変更等を決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って、株主の皆様が万一の不測の損失を被ることを防止すべく適時適切な開示を行います。

#### (4) 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続

持株会社が対抗措置として新株予約権を発行したときは、割当基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、当該新株予約権の行使請求書その他当該新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。対抗措置発動要件を充足すると判断された大規模買付者を含む特定株主グループに属する者については、当該新株予約権を行使することができませんが、それ以外の株主の皆様は、権利行使期間内に当該新株予約権の行使を行う場合には、新株予約権行使請求書等を提出した上、所定の行使価格相当額の金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、持株会社株式の発行等を受けることとなります。

また、持株会社取締役会が当該新株予約権の一部を持株会社の株式と引き換えに取得する場合には、持株会社取締役会が別途定める取得日をもって、対抗措置発動要件を充足すると判断された大規模買付者を含む特定株主グループに属する者以外の株主の皆様は、行使価格相当額の金銭を払い込むことなく、持株会社による当該新株予約権取得の対価として、持株会社株式の発行等を受けることとなります。

上記のほか、割当方法及び払込方法の詳細につきまして、対抗措置として新株予約権の発行に関する持株会社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して適時に開示又は通知いたしますので、その内容をご確認ください。

### 7. 大規模買付ルールの見直し

大規模買付ルールの有効期間は2020年4月から3年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度（2022年12月期）に係る定時株主総会の終結の時までとし、有効期間満了後は、以後の定時株主総会以降3年以内に終了する最終の事業年度に係る定時株主総会ごとに、持株会社の株主の皆様のご承認を得ることとします。

なお、大規模買付ルールは、持株会社株主総会において本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合のほか、持株会社取締役会決議により廃止することができるものとします。

持株会社取締役会は、企業価値・株主価値の維持・向上の観点から、会社法その他企業防衛に関わる法改正、司法判断の動向や分析等を踏まえ、今後必要に応じて大規模買付ルールを変更若しくは廃止し、又は新たな対応策等を導入することがありますが、その場合には、改めて持株会社の株主の皆様のご承認を得ることとします（ただし、軽微な変更の場合を除きます。）。

### 8. 大規模買付ルールの合理性

#### (1) 買収防衛策に関する指針及び東京証券取引所規則の要件を完全に充足していること

本ルールは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当

性確保の原則)、企業価値研究会が2008年6月30日付で発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」並びに東京証券取引所の「企業行動規範に関する規則」における買収防衛策の導入に係る遵守事項(開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重)、及び有価証券上場規程を充足しています。

(2) 企業価値及び株主の共同の利益の確保及び向上の目的をもって導入されていること

本ルールは、前記1.「本ルールの必要性及び導入の目的」に記載したとおり、持株会社の株式に対し大規模買付行為が行われる場合に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かについて、持株会社取締役会の代替案を含め大規模買付者の提案を十分に検討するために必要な情報と相当の期間を確保することで、株主の皆様一人一人が当該提案に関し、適切な判断を行えるようにすることにより、持株会社の企業価値及び株主の共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本ルールは、本総会において、本ルールの更新をお諮りすることにより、株主の皆様のご承認を得ることとしております。そして、その有効期間は2020年4月から3年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度に係る定時株主総会の終結の時までとし、有効期間が満了となる定時株主総会ごとに、株主総会の場において、株主の皆様のご承認を得ることとしています。なお、本ルールの有効期間の途中であっても、持株会社株主総会において本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合には、本ルールを廃止することができます。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

特別委員会によって、持株会社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、特別委員会の判断の概要については株主の皆様には情報開示することとされており、本ルールの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 合理的な客観的要件の設定

本ルールは、合理的且つ客観的な要件、すなわち、当該大規模買付行為が持株会社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合(例えば、①真に持株会社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を持株会社又は持株会社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合、②持株会社の経営を一時的に支配して持株会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を買付提案者やそのグループ会社に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的があると判断される場合、③持株会社の経営を支配した後に持株会社の資産を買付提案者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合、④持株会社経営を一時的に支配して、持株会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って持株会社株式の高値売り抜けを目的としている

と判断される場合、⑤強圧的二段階買付け〔最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付け条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。〕を予定して持株会社株式の大規模買付行為を行う等持株会社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合、⑥いわゆる反社会的勢力、又はかかる勢力が支配・関与する個人・団体による大規模買付行為、⑦大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画が著しく不合理であると判断される場合、⑧持株会社取締役会の経営方針及び事業計画〔大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画に対する代替案を含みます。〕に著しく劣ると判断される場合)に当たらなければ発動されないように設定されており、持株会社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

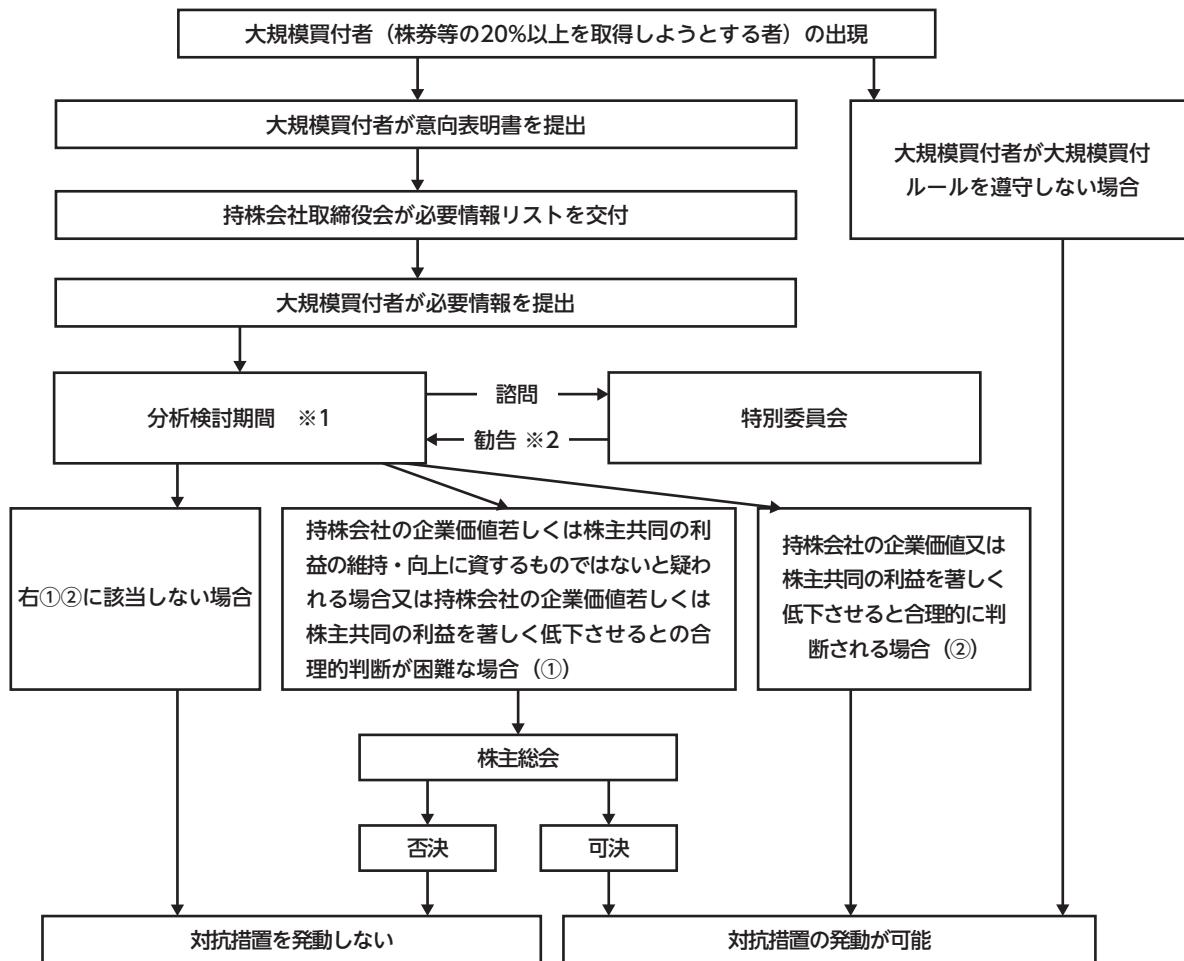
(6) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本ルールは、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないいわゆるデッドハンド型の買収防衛策ではありません。また、持株会社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期については1年とする予定であり、且つ解任要件を加重しませんので、過半数の株式を取得しても経営権を取得するために時間を要するいわゆるスローハンド型の買収防衛策ではございません。

- 注1 特定株主グループとは、持株会社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）並びに持株会社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）、また、これらの者と合理的に疑われる者を意味します。
- 注2 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが持株会社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、同項に規定する当該保有者の共同保有者の保有株券等の数も計算上考慮されるものとし、）又は(ii)特定株主グループが持株会社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の大規模買付者及びその特別関係者である場合の当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとし、
- 注3 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

別紙1 大規模買付ルールについてのフローチャート

本チャートは、あくまで大規模買付ルールに対する理解に資することのみを目的として参考として作成されています。大規模買付ルールの詳細については、前記大規模買付ルールの内容等の本文をご参照ください。



※1 分析検討期間は原則として、90営業日以内としますが、持株会社取締役会は必要がある場合には、30営業日を上限として延長します。

※2 特別委員会は、持株会社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か及び発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当であるか否かを勧告し、持株会社取締役会は、この勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行います。

## 別紙2 特別委員会規則の概要

### 1. 委員構成

特別委員会は、持株会社の業務執行を行う経営陣から独立している持株会社社外取締役、又は弁護士・公認会計士・学識経験者・実績ある会社経営者等社外有識者の中から、持株会社取締役会が選任する委員3名以上で構成される。

### 2. 任期

特別委員会委員の任期は、3年とする。ただし、最初の特別委員の任期は、取締役会の決議により別段の定めがない限り、2023年3月に開催される定時株主総会の終結の時までとする。

### 3. 特別委員会の権限

(1) 持株会社が大規模買付者から提案を受け、特別委員会が持株会社取締役会から大規模買付者が提出した必要情報の上程を受けた場合、特別委員会は、提案の検討・分析を行い、取締役会が大規模買付者から受領した必要情報の上程を受けてから90営業日以内（ただし、特別委員会は、必要がある場合には、この期間を30営業日に限り延長することができるものとする。）に、持株会社大規模買付ルールに定める対抗措置の発動の適否、発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当であるか否か、対抗措置の発動の相当性等を記載した勧告書を作成し、取締役会に対して、勧告する。

(2) 対抗措置の発動の要否の勧告に際して、特別委員会は、以下の事項の該当性につき検討・分析し、いずれかに該当すると判断した場合には、取締役会に対して対抗措置の発動を勧告し、いずれにも該当しないと判断した場合には対抗措置の不発動を勧告する。ただし、特別委員会による勧告期限の終了前に、株主総会が開催され、持株会社大規模買付ルールの廃止が決議された場合若しくは対抗措置の発動を認めない旨の決議がなされた場合、又は取締役会が開催され、持株会社大規模買付ルールの廃止が決議された場合若しくは対抗措置を発動しない旨の決議がなされた場合には、検討・分析を中止し、取締役会に対する勧告を行わない。

- ① 大規模買付者が濫用的大規模買付者であること。
- ② 買付後の経営計画又は事業計画が、著しく不合理であり、大規模買付者による買付後に持株会社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されることが明らかであること。
- ③ （取締役会の経営計画又は事業計画が特別委員会に上程された場合で）買付け後の経営計画又は事業計画が、取締役会の経営計画又は事業計画（大規模買付者による買付提案に対する代替案を含む）と比較して、明白に劣っており、大規模買付者による買付け後に持株会社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されることが明らかであること。
- ④ その他、大規模買付行為が持株会社の企業価値又は持株会社株主共同の利益を著しく低下させることが明らかであると認められる事由が存在すること。

(3)特別委員会は、持株会社取締役会又は株主総会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者から持株会社取締役会に対して大規模買付行為の変更又は代替案の提示があった場合は、持株会社取締役会の諮問を受け、対抗措置の発動の停止又は変更等の要否につき検討し、その結果を記載した勧告書を作成し、取締役会に対して、勧告する。

#### 4.特別委員会の決議

特別委員会の決議は、原則として特別委員会委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由がある時は、特別委員の3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

#### 5.その他

- (1)特別委員会は、大規模買付者から本情報が提供された場合その他必要あるごとに開催する。
- (2)特別委員会は、持株会社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント、その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
- (3)特別委員会は、審議又は報告のため、持株会社の取締役、使用人、会計監査人その他の第三者を特別委員会に出席させることができる。

## 別紙3 特別委員会の委員の略歴

## 1. 社外取締役（監査等委員）1名

| 氏名<br>生年月日                        | 略歴                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| はらかわ たみお<br>原川 民 男<br>1950年6月16日生 | 1974年4月 住友信託銀行(株)（現 三井住友信託銀行(株)）入行<br>1995年8月 同社 奈良西大寺支店長<br>1997年6月 同社 新宿支店長<br>1998年6月 同社 事務推進部長<br>2001年6月 同社 福岡支店長<br>2003年6月 ビジネス(株) 取締役社長<br>2007年6月 住信ビジネスサービス(株)（現 三井住友トラスト・ビジネス(株)）取締役 常務執行役員<br>2008年6月 ライフ住宅ローン(株)（現 三井住友トラスト・ローン&ファイナンス(株)）監査役<br>2010年10月 住友信託銀行(株)（現 三井住友信託銀行(株)）調査部審議役<br>2012年6月 (株)イー・ディー・ワークス 社外監査役<br>2016年6月 (株)イー・ディー・ワークス 社外取締役（監査等委員）（現任） |

## 2. 公認会計士1名

| 氏名<br>生年月日                      | 略歴                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| すとう みわ<br>須藤 実 和<br>1963年8月17日生 | 1988年4月 (株)博報堂 入社<br>1991年10月 アーサー・アンダーセン（現 有限責任あずさ監査法人）入所<br>1995年4月 公認会計士 登録<br>1996年10月 シュローダー・ピーティエーヴィ・パートナーズ(株) 入社<br>1997年11月 ベイン・アンド・カンパニー 入社<br>2001年1月 同社 パートナー<br>2006年4月 (株)プラネットプラン設立 代表取締役（現任）<br>2008年4月 慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 特任教授<br>2012年5月 (株)じげん 社外取締役（現任）<br>2016年6月 (株)イー・ディー・ワークス 社外取締役（監査等委員）（現任）<br>2017年6月 公益財団法人日本バレーボール協会 理事（現任）<br>2018年3月 (株)アシックス 社外監査役（現任）<br>2019年4月 慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 特任教授（現任） |

### 3.弁護士1名

| 氏名<br>生年月日                                | 略歴                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| わたなべ まさゆき<br><b>渡 邊 雅 之</b><br>1970年5月2日生 | 1997年11月 司法試験合格<br>2000年3月 総理府(現 内閣府) 退職<br>2001年10月 弁護士登録(第二東京弁護士会)<br>2007年5月 Columbia Law School(LL.M.) 修了<br>2011年5月 三宅法律事務所 パートナー(現任)<br>2014年6月 (株)王将フードサービス 社外取締役(現任)<br>2016年6月 日特建設(株) 社外取締役(現任) |

以 上

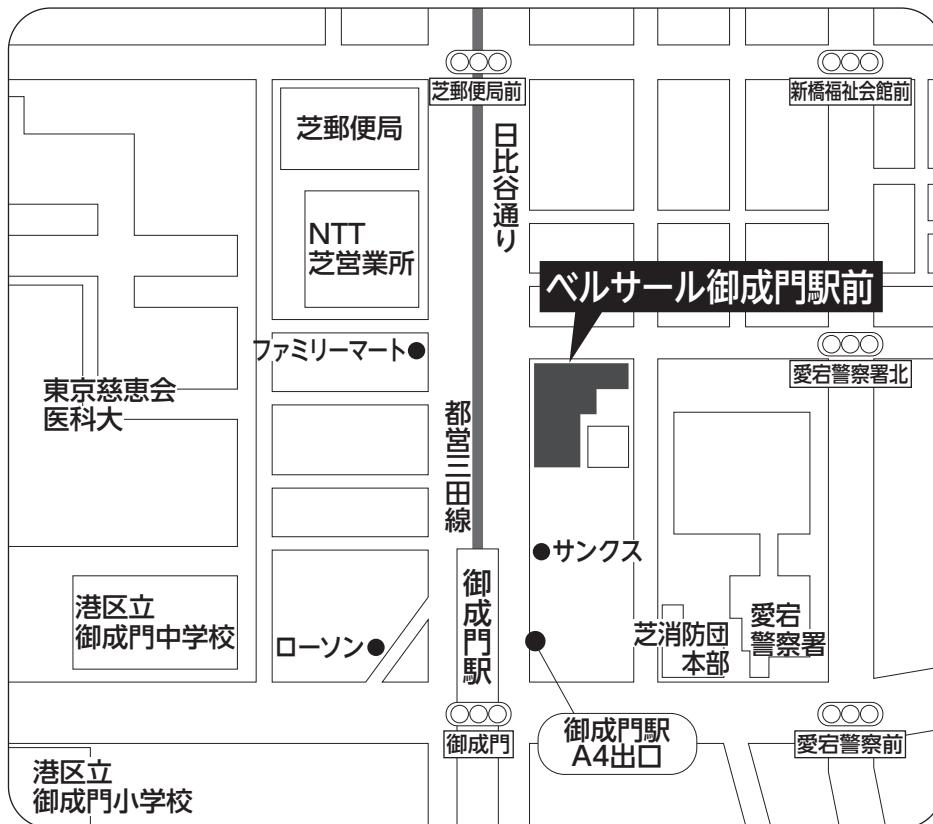


## 株主総会会場のご案内

会 場

東京都港区新橋六丁目17番21号  
住友不動産御成門駅前ビル 1階  
ベルサール御成門駅前  
電話 03-3578-7072

<ご案内図>



交通機関

|     |      |           |                  |
|-----|------|-----------|------------------|
| 地下鉄 | 御成門駅 | 都営地下鉄：三田線 | 徒歩1分<br>(A4出口から) |
|-----|------|-----------|------------------|